

植物品種等海外流出防止緊急対策事業実施規程

平成 30 年 2 月 6 日付け 29 農技協第 72 号

第 1 目的

農林水産物の輸出は販路拡大の重要な手段であり、高品質な日本産品を輸出することで農業者の所得の向上が期待される。我が国で育成された高品質な品種は、我が国農産物の強みを生んでおり、海外の輸出市場でも高い評価が期待される。これを継続的な輸出につなげるためには、そのような優良な品種が海外に流出し、無断で増殖されないよう対策を講じることが不可欠であり、海外での育成者権等の知的財産権保護の取組みを行うことが必要となっている。

このため、公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会は、一般社団法人日本種苗協会、一般社団法人日本果樹種苗協会、全国食用きのこ種菌協会及び国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構種苗管理センターと「植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）」を形成し、農林水産物・食品輸出促進対策事業実施要綱（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 食産第 2762 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び植物品種等海外流出防止緊急対策事業実施要領（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 食産第 2785 号農林水産省食料産業局長通知（以下「実施要領」という。）並びに農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付要綱（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 食産第 2771 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に基づき、国の助成を受け、植物品種の海外品種登録等を支援する事業を実施するものとする。

事業の実施に当たっては、コンソーシアムが補助事業者となって事業実施団体等に補助金を交付する間接補助事業であることから、当該手続きについて所要の規定を定め、円滑な事業の実施を図るためにこの実施規程を定めるものとする。

第 2 事業の内容等

この実施規程が対象とする事業の内容等は実施要領第 3 に掲げるとおりとする。

第 3 交付対象要件の定義及び補助金の額

1 交付対象要件及び補助対象経費については以下の通りとする。

（交付対象要件）

以下の要件を満たすものとしてコンソーシアムが別途設置する審査委員会が認めたもの

- (1) 我が国において品種登録出願されたものであること。
- (2) 出願先国の植物品種保護制度において保護対象となっている品種であり、かつ、出願先国が規定する未譲渡性の要件を満たしていること。
- (3) 海外において当該品種の品種登録出願を行うことが我が国農産物の輸出力の強化につながるものであること。

（補助対象経費）

- (1) 国内経費：出願申請書作成費、翻訳費、補正資料作成経費、種苗輸送経費、通関経費、通信運搬費、代理人経費、その他これら出願に付帯する費用

(2) 国外経費：出願申請費、種苗提出経費、通関経費、審査費、登録費、補正資料提出経費、栽培試験費、翻訳費、通信運搬費、代理人経費、その他これら出願に付帯する費用

2 この実施規程に係る補助金の予算額は、240,000 千円であり、この予算の範囲内で本事業に必要な経費を補助金として交付する。なお、補助金額については、補助対象経費等の精査により減額することがある。

本事業の補助率は、

(1) 我が国農産物の輸出力強化のため重要な品種の場合は、定額

(2) それ以外の場合は、1/2 以内とする。

第4 事業実施期間

本事業の実施期間は、平成30年3月31日までとする。

第5 事業実施計画の(変更)承認等の手続き

1 事業実施計画の承認

コンソーシアムが行う公募により選定された事業実施団体等は、別記様式1により事業実施計画を作成し、コンソーシアムに提出するものとする。コンソーシアムは、提出された事業実施計画を取りまとめ、予算の範囲内で見込まれる採択計画を明示した上で事業実施団体等への採択通知に先立ち事業承認者に報告する。

なお、事業実施計画を変更する場合には、これに準じて行う。

2 補助金交付の申請

事業実施計画承認の通知を受けた事業実施団体等は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書を別記様式2により作成し、コンソーシアムに提出するものとする。

なお、事業実施団体等は、交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において、当該補助金にかかる仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施団体等については、この限りでない。

3 交付決定

コンソーシアムは、2の交付申請書の提出があった時には、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付決定を行い、事業実施団体等に補助金の交付決定の通知を行うものとする。

4 申請の取り下げの手続き

事業実施団体等は、申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から7日以内にその旨を記載した書面をコンソーシアムに提出しなければならない。

第6 実績報告

- 1 事業実施団体等は、本事業の完了の日から起算して1ヶ月を経過した日又は平成30年4月2日のいずれか早い日までに、別記様式3により実績報告書を作成し、コンソーシアムに提出するものとする。
- 2 出願先国当局から出願拒絶される等のやむをえない理由により事業が終了することや遅延することもあるが、海外への品種登録出願の支援が目的であることから、事業期間内に取り組むことが出来た内容をもって本事業の完了とする。
- 3 第5の2のただし書きにより補助金の交付の申請をした事業実施団体等は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金にかかる仕入れにかかる消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第5の2のただし書きにより補助金の交付の申請をした事業実施団体等は、1の規定により実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税相当額が確定した場合には、その金額を別記様式4の消費税相当額報告書により速やかにコンソーシアムに報告するとともに、コンソーシアムの返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況又は理由について、当該年度の額の確定のあった日の翌年の5月31日までに、同様式によりコンソーシアムに報告しなければならない。

第7 補助金の支払の手続き

- 1 コンソーシアムは、実績報告を受けた場合には、報告書等の書類を審査し、その報告に係る補助事業の実施結果が、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、当該補助金の額を確定し、事業実施団体等に通知するものとする。
- 2 コンソーシアムは、事業実施団体等に交付すべき補助金の額が確定した後、速やかに補助金を支払うものとする。
- 3 代理人手数料（コンソーシアムと契約を結んだ代理人（以下「指定代理人という」）に限る）については、契約に基づき経費の定額または1/2以内を直接指定代理人に支払うことが出来るものとする。

第8 交付決定の取り消し等の手続き

- 1 コンソーシアムは、第5の1の事業実施計画の変更又は中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第5の3の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。
 - (1) 事業実施団体等が、法令、実施要綱、交付要綱、実施要領及び本規程に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 事業実施団体等が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 事業実施団体等が、補助事業に関して、不正、事務手続きの遅延、その他不適切な行為をした場合
 - (4) 補助金の交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 コンソーシアムは、1の規程による取り消しをした場合において、すでに当該取り消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を

命ずるものとする。

- 3 コンソーシアムは、1の(1)から(3)までの規程による取り消しをした場合において、2の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

第9 事業実施主体による調査

1 事業実施状況の報告

コンソーシアムは、必要に応じ、事業実施年度の途中であっても、事業実施者に事業実施状況の報告を求めることができるものとする。

2 指導

事業承認者は、1に定める事業の実施状況報告の内容について検討し、事業の成果目標に対する達成状況が立ち遅れていると判断される場合等には、コンソーシアムに対し改善の指導を行う等の必要な措置を講じるものとする。

第10 個人情報保護等にかかる対応

コンソーシアムが設置する審査委員会の委員は、本事業の実施に当たって知り得た事業実施団体等の本事業に関する情報を第三者に漏らしてはならない。これらの職を退いた後についても同様とする。

第11 その他

1 助成対象

事業実施主体が、本事業によらず、現に実施し、又は既に終了させた事業については、本事業の助成対象としない。

2 事業実施主体の事業遂行

事業実施主体は、善良な管理者の注意をもって本事業を遂行しなければならない。

附則

この実施規程は、農林水産省食料産業局長の承認のあった日（平成30年2月19日）から施行する。